

家庭・事業者向けエコリース促進事業補助金申請手続きに係る

照会事例と留意点について

指定リース事業者の皆様が今後より円滑に事務手続きが進められるよう、平成23年度の補助金申請手続きを通じて、これまで特に多かった「照会事例」及び「留意点」を取りまとめました。

指定リース事業者の皆様におかれましては、今後の補助金申請手続きに向けて是非ご一読いただけますようよろしくお願い致します。

平成 24年 4月

一般社団法人 ESCO推進協議会
エコリース促進事業部

1. 照会事例

(1) 特約条項（覚書条項）に係る照会事例

特約条項については、お問い合わせが特に多いことから、代表的なものを例示させていただきました。
各リース会社におかれましては、各社ご判断に基づきご事情に即したものに変更のうえご使用ください。

①補助金を支払回数に応じて分割でリース先に還元する場合

1. 甲（リース先）及び乙（リース会社）は、本契約が、甲から乙への家庭・事業者向けエコリース促進事業補助金申込依頼に基づいて、乙が丙（一般社団法人ESCO推進協議会）に申込み、乙に通知された補助金申込受理通知書に基づくものであることを確認します。
2. 甲及び乙は、丙からの補助金申込受理通知書に基づき交付を受ける家庭・事業者向けエコリース促進事業補助金が、次のとおりであることを確認します。

補助金総額 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

3. 乙は、前項補助金を均等に分割して本契約第〇条記載の月額リース料に充当還元するものとし、甲は、充当後の次の月次支払額を支払うものとし、甲は、

	月額リース料 (a)	補助金月額 (b)	補助金充当後 月額リース料 (c) 【(a)-(b)】	(a)の消費税額 (d)	月次支払額 (e) 【(c)+(d)】
第1回支払					
第2回～第〇回支払					

4. 甲は、補助金対象の機器が実施要領の定める対象機器の基準に適合しない、もしくは補助金の目的外利用や本リース契約の途中解約、その他乙の責に帰さない事由により、丙が補助金交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る交付済の補助金の返還を乙に対して命じた場合には、返還金等の全額を負担するものとし、乙の請求があり次第これを乙に一括で支払います。

②補助金を分割してリース先に還元する場合

1. 甲（リース先）及び乙（リース会社）は、本契約が、甲から乙への家庭・事業者向けエコリース促進事業補助金申込依頼に基づいて、乙が丙（一般社団法人ESCO推進協議会）に申込み、乙に通知された補助金申込受理通知書に基づくものであることを確認します。
2. 甲及び乙は、丙からの補助金申込受理通知書に基づき交付を受ける家庭・事業者向けエコリース促進事業補助金が、次のとおりであることを確認します。

補助金総額 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

3. 乙は、前項補助金を次の通り分割して、甲に支払います。

支払月及び支払回	借受書交付翌〇月を初回とする〇ヶ月毎の合計〇回
支払日	〇日
支払方法	甲指定口座に振込支払い
分割支払金額	

4. 甲は、補助金対象の機器が実施要領の定める対象機器の基準に適合しない、もしくは補助金の目的外利用や本リース契約の途中解約、その他乙の責に帰さない事由により、丙が補助金交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る交付済の補助金の返還を乙に対して命じた場合には、返還金等の全額を負担するものとし、乙の請求があり次第これを乙に一括で支払います。

③補助金を一括してリース先に還元する場合

1. 甲（リース先）及び乙（リース会社）は、本契約が、甲から乙への家庭・事業者向けエコリース促進事業補助金申込依頼に基づいて、乙が丙（一般社団法人ESCO推進協議会）に申込み、乙に通知された補助金申込受理通知書に基づくものであることを確認します。
2. 甲及び乙は、丙からの補助金申込受理通知書に基づき交付を受ける家庭・事業者向けエコリース促進事業補助金が、次のとおりであることを確認します。

補助金総額 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

3. 乙は、前項補助金を次の通り甲に支払います。

支払日	借受書交付翌〇月〇日
支払方法	甲指定口座に振込支払い

4. 甲は、補助金対象の機器が実施要領の定める対象機器の基準に適合しない、もしくは補助金の目的外利用や本リース契約の途中解約、その他乙の責に帰さない事由により、丙が補助金交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る交付済の補助金の返還を乙に対して命じた場合には、返還金等の全額を負担するものとし、乙の請求があり次第これを乙に一括で支払います。

(2) 前払いリース料の定義に係る照会事例

前払いリース料の定義についてはお問い合わせが多いことから、エコリース促進事業の対象となる前払いリース料の条件についてご説明致します。

補助金の対象となる前払いリース料の条件は以下の通りとなります。

- ・最終支払いからの3ヶ月分以内のリース料を前払リース料とする場合
- ・全リース期間のリース料を「3ヶ月以内 / リース期間」ずつ減額したうえ、その減額した金額を前払リース料とする場合

(3) 一契約に複数の借受（検収）日がある場合（分割検収）の補助金交付に係る照会事例

分割検収の際に補助金も分割して交付されないかといったお問い合わせが多いことから、こうした際の手続き方法についてご説明致します。

【前提】

1. 一リース契約につき補助金額の確定通知書の発行は1回のみとなります（分割検収については、最終回の検収終了後、実績報告書を提出することになります）。そのため、一部機器の設置完了に伴う補助金の一部確定及び補助金の交付は行いません。
2. 補助金申込申請書及び補助金交付申請書とご提出いただいたリース契約書の内容は必ず同一であることが条件となります。そのため、一つの補助金申請書に対して、複数のリース契約書を合算して提出するといった申請は受付られません。

そこで、分割検収に合わせて補助金交付を希望される際には、リース契約書を分割検収される機器毎に分けて締結していただくと共に、個別のリース契約毎の補助金申請手続きを行う必要があります。

なお、既に補助金申請手続きを行った後、上記手続きへの変更を希望する際には、以下のお手続きが必要となります。

補助金交付決定前	補助金申込取下げ書（様式第4）を提出した後、分割検収に合わせた個別契約毎に補助金申込書を再度提出。
補助金交付決定後	原則認められません。なお、やむを得ない事情がある際にはESCO推進協議会まで個別にご連絡ください。なお、この際も分割検収に合わせた個別契約毎に補助金申込書を再度提出いただく必要があります。

(4) 補助対象機器に係る照会事例

①高効率業務用エアコンディショナーの本体取得価額の考え方について

高効率エアコンディショナーの室内機の取り扱いには以下の通りとなります。

型番検索サイトにおいて、高効率エアコンディショナー（特にマルチエアコンタイプ（※）のもの）が、室外機のみで登録されているケースがありますが、エアコンディショナーの「本体取得価額」の考え方については、下記の通り扱うこととします。

1. 補助対象となる室外機と組み合わせて使用される室内機については、周辺機器ではなく本体の一部とみなし、室外機と室内機の取得価額の合計を本体取得価額とします。ただし、室内機がその室外機と組み合わせて使用されることが分かる資料（図面等）を補助金交付申請時に提出することが必要となります。
2. 補助金対象に含められる据付費用等の付随費用は、この合計の取得価額を上限とします。

(※) マルチタイプエアコンとは、1つの室外機に対して室内機が複数台接続される製品のため、通常は型番検索サイトでは室外機器部分のみが補助対象として型番掲載されています。

②発光ダイオード照明装置（LED 照明）の基準に係る照会事例

LED 照明の基準については照明器具又はランプの違いにより基準が異なるなど特に注意を要することから、本事業の専用ホームページ内でも取扱い上の注意点を掲載しておりますので、必ずご一読いただくと共に不明な点は必ずメーカーにご確認ください。

<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/docs/led-hp.pdf>

なお、主な注意点は以下の通りとなります。

1. LED 照明器具とLED ランプでは基準が異なります

・登録申請を行う製品が、LED 照明器具かLED ランプのどちらに該当するかをご確認の上、本事業の基準と照合して下さい。

2. 対象となる照明器具の形状についてご注意ください

・本事業において対象となるLED 照明器具の対象範囲は、照明用白色LED を用いたつり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する照明器具となります。必ずこれらに当てはまるかどうかをご確認下さい。

3. 従来の蛍光灯と構造的に互換性を有する照明器具は対象外です

・LED 照明器具については、従来の蛍光ランプと構造的に互換性を有するLED ランプを装着するための照明器具については、安全面、品質面での問題が発生する可能性があることから、対象外としています。

2. ご留意頂きたい事項

(1) 有効期限について

指定リース事業者からの補助金申請書類については、いくつかの有効期限が定められています。
 なお、有効期限を過ぎた際には、以降のお手続きが進められなくなることがございますので、再度ご確認のうえご徹底いただけますようお願い致します。
 主な有効期限は以下の通りとなります。

	有効期限	有効期限切れが見込まれる際の手続き
リース契約予定日	補助金申込書提出日より原則 30 日以内	「補助金申込内容変更申請書」に「契約予定日」の延期日を記載して、有効期限前に提出してください。
補助金交付申請書の提出日 (※)	補助金受理通知書発行日より 30 日以内	
補助金実績報告書の提出	補助対象機器の設置完了日より 30 日以内又は平成 25 年 3 月 19 日までのいずれか早い日	「補助金交付決定内容変更申請書」に「使用開始予定日」の延期日を記載して、有効期限前に提出してください。
	【設置完了時期の遅延の際の手続き】 3 月 15 日までに補助対象機器の設置完了ができないと見込まれる場合	「年度末実績報告遅延書」に所定の内容を記載して 2 月末までに提出してください。

(※) 補助金交付申請日とリース契約日は同日であること。

(2) 散見される申請書類の誤記載について

以下は、特に誤りの多い記載事項の例となります。補助金申請手続きにおいて、申請書類の修正・差替え等によりリース先とのお手続きにおいてもお時間を要することがあるかと思われますので、必ずご確認のうえご徹底いただけますようお願い致します。

申請書共通の記入ミス

リース先の会社名	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書と契約書での相違 ・前(株)と後(株)の間違い
リース先の郵便番号・住所の番地	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書と契約書での相違 ・郵便番号、住所の番地表示の記載漏れ

申請書別の留意点

A. 補助金申込書

リース先住所	会社の登記上の住所をご記入ください(リース契約書と同一住所)。
リース対象機器情報	一機種毎にご記入ください(「〇〇設備一式」は不可)。
リース対象機器が 5 機種以上の場合	「B. リース対象機器情報」の欄外の <input type="checkbox"/> 欄をチェックして、「(別紙) (2) リース対象機器情報」用紙に、5 機種目から記入してください。
契約予定日	ESCO 推進協議会においても迅速な事務が進められるよう努めて参りますが、補助金申込書類の受付から補助金申込受理通知書の発行までの標準事務処理期間 3~5 日間となっております。 指定リース事業者の皆様におかれましては、補助金申込申請の際には、こうした事務処理期間を考慮したうえでの契約予定日をご記入いただけますようお願い致します。

B. 補助金交付申請書

各回リース料	リース契約書の「各回リース料」をご記入ください
初回リース料 / 最終回リース料	<ul style="list-style-type: none"> 必ずご記入ください（端数金額の調整時のみの記入ではありません）。 通常は初回リース料をご記入ください。 但し、最終回リース料が端数調整で他のリース料と異なる場合は、最終回リース料を選択して、最終回リース料をご記入ください。 <ul style="list-style-type: none"> 支払日の都合による初回のみ2ヶ月分リース料で同時に回収する際も、「1ヶ月分リース料」をご記入ください。
使用開始から支払開始までの据置期間	60ヶ月契約で57回支払の様な据置契約の際に、その月数をご記入ください（通常の支払い、及び支払の月ずれは「0ヶ月」です）。
補助金をリース支払に応じた分割還元における「支払回数毎の還元額」(※)	<ul style="list-style-type: none"> 「補助金額 / 支払回数」をご記入ください。 端数を生じた際も、端数なしの金額としてご記入ください。 補助金の還元の際に、リース会社の負担で交付される補助金以上にリース先に対し支払う際も、上記計算で求めた額をご記入ください。
補助金交付がある場合の「各回リース料」(※)	補助金を交付後、リース先が実際に支払う「各回リース料」をご記入ください。
端数調整回支払額(※)	「補助金額 / 支払回数」で端数を生じた際のみご記入ください

(※) の部分は別紙にて記載事例を添付しております。

C. 補助金交付申請時の添付書類

1	リース契約書 (写)	全ページ (条項部分も) の写しをお願いします。
2	補助金に係る特約又は覚書 (写)	補助金に係る記載必須事項が契約書の特約欄に記載されている際は不要です。
3	対象機器の見積書 または注文 (請) 書 または売買契約書 (写)	対象機器の型番・価格等の内容が詳細に記載されているものをお願いします。
4	エコリース促進事業利用申込書 (写)	平成24年2月27日の交付申請分より必須書類となっています。
5	導入機器の基準適合チェックシート (写)	
6	導入機器の基準適合確認の際に使用した資料 (写)	
7	補助金対象外費用の金額根拠資料 (写)	補助金対象外費用を含むリース契約の場合にご提出ください。
8	3ヶ月以内のリースバックであることが分かる資料 (写)	リースバック契約の場合にご提出ください。
9	リース先の商業登記簿謄本 (写)	東日本大震災被災地リース支援事業の場合にご提出ください。 ※リース先が法人の場合は「9」、個人の場合は「10」
10	リース先の住民票または印鑑証明書 (写)	
11	補助金交付申請書・添付書類チェックシート	

※ 「1」～「6」及び「11」の書類は、添付必須です。

D. 実績報告書

製品分類	<p>「家庭・事業者向けエコリース促進事業の対象製品群」より、該当の対象製品群の名前を記入してください。</p> <p>補助金申込書及び補助金交付申請書に記載されている製品分類と同一となります。</p>
------	---

(別紙)

補助金をリース支払に応じた分割還元における「支払回数毎の還元額」の記載事例

1. (補助金額/支払回数)に端数がないケース

リース総額 7,500,000円
補助金額 225,000円
リース期間 60ヶ月 ……の場合

補助金額/リース期間を入力
 $225,000円 \div 60ヶ月 = 3,750円$

A. 補助金を支払回数に応じた分割でリース先に還元する

<具体的な還元方法>

各支払回数毎に **¥3,750**を還元

補助金還元後のリース料

<補助金交付がない場合のリース料 (税抜き)>

リース料総額 ①	¥7,500,000
各回リース料支払額	¥125,000
端数調整回支払額	¥0

<補助金交付がある場合のリース料 (税抜き)>

リース料総額 ②	¥7,275,000
各回リース料支払額	¥121,250
端数調整回支払額	¥0

<補助金の有無によるリース料の差額>

① - ② =

2. (補助金額/支払回数)に端数が生じるケース

リース総額 7,503,000円
補助金額 225,090円
リース期間 60ヶ月
(補助金額/支払回数)の端数30円 ……の場合

補助金額/リース期間を入力
 $225,090円 \div 60ヶ月 = 3,751.5円$ (端数発生)
この場合は端数を落とした金額を入力

A. 補助金を支払回数に応じた分割でリース先に還元する

<具体的な還元方法>

各支払回数毎に **¥3,751**を還元

上記計算で発生した端数は、端数調整回支払額で調整のうえ、補助金還元後のリース料を入力

<補助金交付がない場合のリース料 (税抜き)>

リース料総額 ①	¥7,503,000
各回リース料支払額	¥125,050
端数調整回支払額	¥0

<補助金交付がある場合のリース料 (税抜き)>

リース料総額 ②	¥7,277,910
各回リース料支払額	¥121,299
端数調整回支払額	¥121,269

<補助金の有無によるリース料の差額>

① - ② =

3. リース会社の負担で交付される補助金以上にリース先に対し支払うケース

リース総額 7,503,000円
補助金額 225,090円
リース期間 60ヶ月 ……の場合

自社負担分は考慮せず、
補助金額/リース期間を入力
 $225,090円 \div 60ヶ月 = 3,751.5円$ (端数発生)
この場合は端数を落とした金額を入力

A. 補助金を支払回数に応じた分割でリース先に還元する

<具体的な還元方法>

各支払回数毎に **¥3,751**を還元

補助金還元後のリース料

<補助金交付がない場合のリース料 (税抜き)>

リース料総額 ①	¥7,503,000
各回リース料支払額	¥125,050
端数調整回支払額	¥0

<補助金交付がある場合のリース料 (税抜き)>

リース料総額 ②	¥7,272,000
各回リース料支払額	¥121,200
端数調整回支払額	¥0

<補助金の有無によるリース料の差額>

① - ② =

★補助金225,090円を上回る